

# 介護保険法施行規則の改正に伴う 地域包括支援センターの職員配置 要件の見直し案について

# 1 介護保険法施行規則改正の背景

- ① 令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会（介護保険制度の見直しに関する意見）

センターの職員配置については、**人材確保が困難**となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

- ② 令和5年地方分権改革提案

地域包括支援センターの**職員確保が困難**なため配置要件の見直しの提案がなされる

等



地域包括支援センターの**柔軟な職員配置を可能**とすることが求められる

## 2 介護保険法施行規則改正の概要

### ① 常勤換算方法による職員配置

現行のセンターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

※常勤換算方法…「職員の勤務延時間数」を「常勤職員が勤務すべき時間数」で除することにより、職員数に換算する方法

### ② 複数センターの区域内の高齢者人口に応じた職員配置

地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者（65歳以上の高齢者）を合算した数をもとに、センターに配置すべき3職種の常勤職員の数を、当該複数のセンターに配置することにより各センターが配置基準を満たすものとする。

なお、この場合は質の担保の観点から、各センターは3職種のうちいずれか2職種の配置は必須とする。

# 3 国の改正イメージ

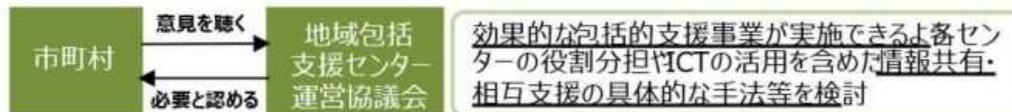
## 介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

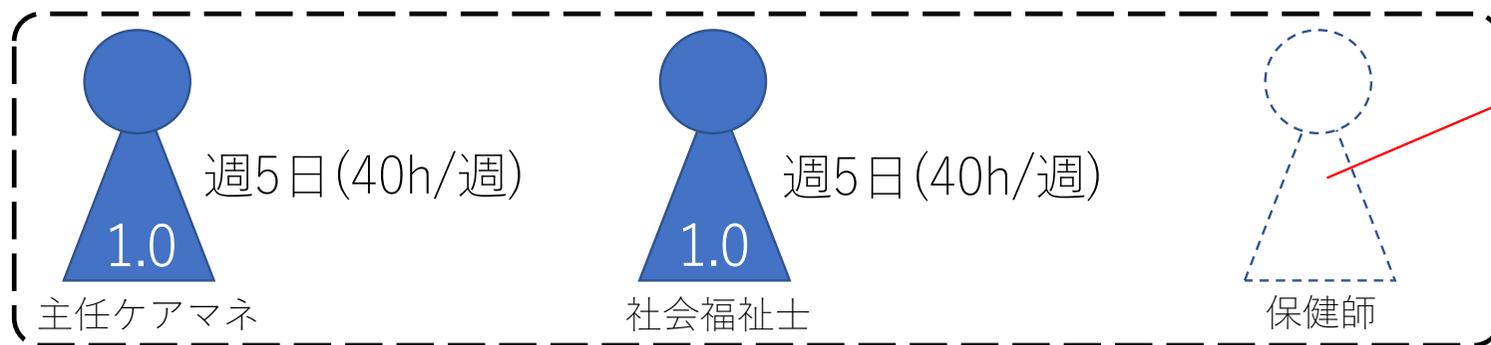


- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする (介護保険法施行規則の改正案))

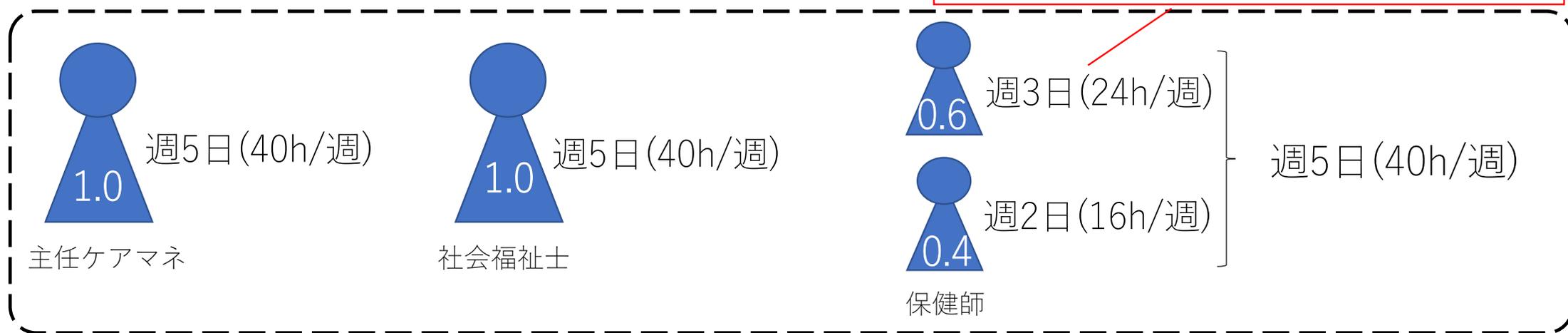
# 【参考】職員配置（イメージ）

## 2-① 常勤換算方法による職員配置

例) 常勤の保健師を雇用できず、欠員が生じている

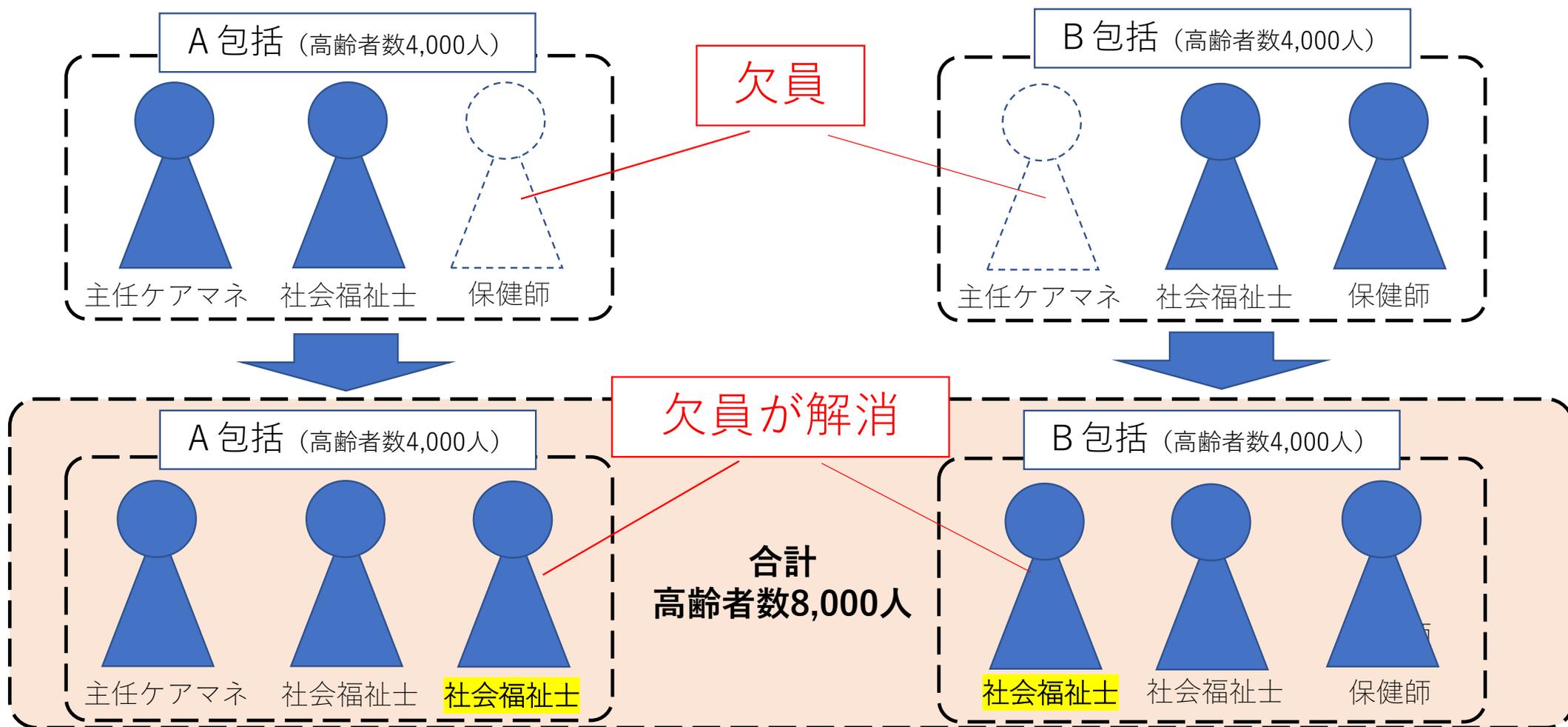


常勤換算により欠員が解消



## 【参考】職員配置（イメージ）

2-② 複数センターの区域内の高齢者人口に応じた職員配置  
例) 複数のセンターで職種によって欠員が生じている



## 4 本市の対応方針（案）

センターの職員配置基準は、市町村が条例で定めることとされているが、市町村が条例で職員配置基準を定めるにあたり、国が規則で定める職員配置基準は「市町村が条例で基準を定める際の従うべき基準」とされていることから、小牧市では今回の国の改正内容に対応し、条例改正を行い、国の改正内容に準拠することとする。